

さいたま市 P F I 活用指針

概 要 版

平成 2 0 年 3 月改訂

さいたま市

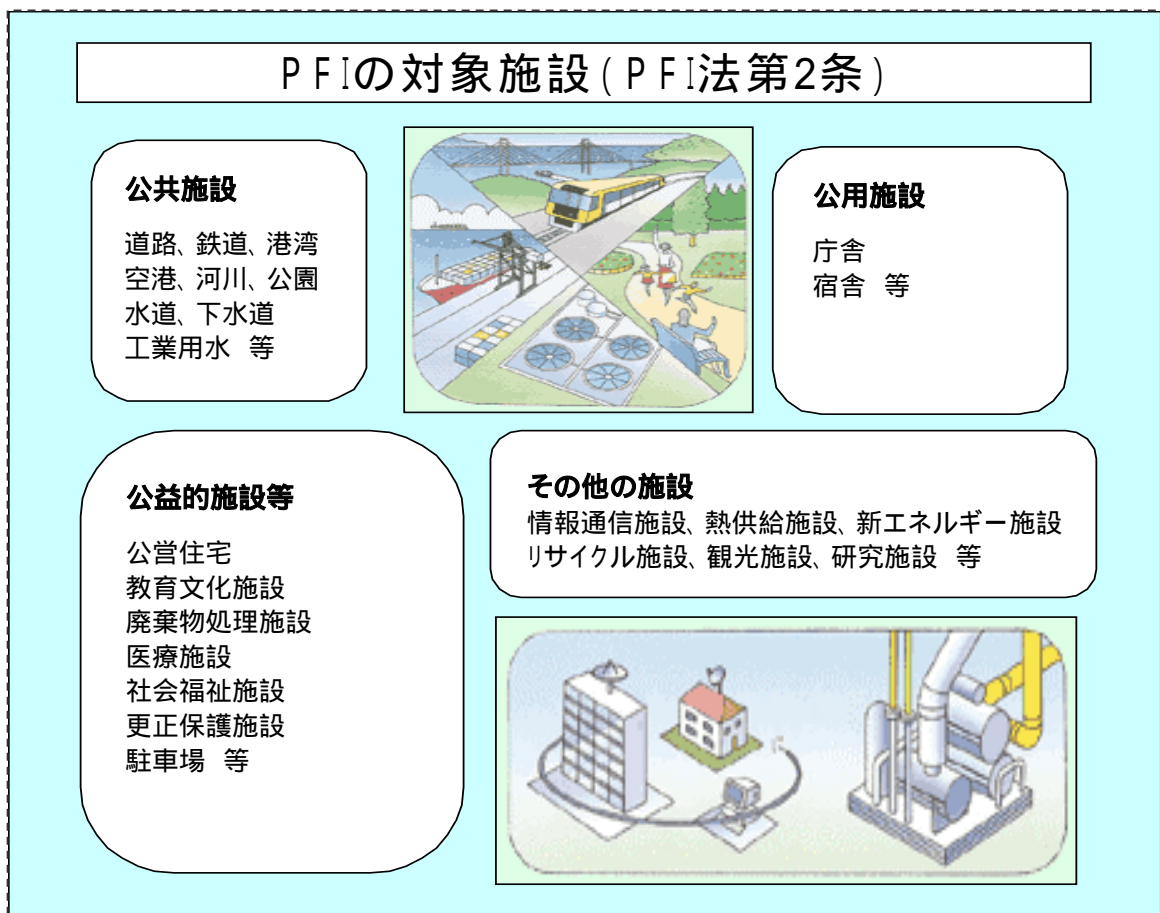
P F I とは

P F I (Private Finance Initiative) とは、公共サービスを市民に提供するための新しい事業方式です。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うことにより、質の高いサービスをより少ない財政支出で提供するものです。

P F I の目的は、「市民が支払う税金 (Money) に対して、最も高い価値 (Value) を提供する」こと、いわゆる V F M (バリュー・フォー・マネー) の実現にあります。

わが国において、P F I 事業の対象となる公共施設等とは以下のものを指します。

対象施設



資料：内閣府 民間資金等活用事業推進室

P F I 事業の仕組み

V F Mを実現するため、民間と行政は適切な役割分担を行います。

1 民間の役割の増大

P F I 事業においては、民間が「資金、経営能力及び技術的能力を最大限に活用」できるよう、行政は関与を少なくする必要があります。

従来、行政が負担していたリスク(1)のうち、民間のリスク管理能力が生かせる部分は民間に分担させ、事業全体のリスク管理能力を高め、損失の回避と行政の支出削減につなげます。

公募により最も優れた提案をした民間事業者のグループが選ばれ、新しく会社(P F I 事業会社)を設立して、P F I 事業を実施します。

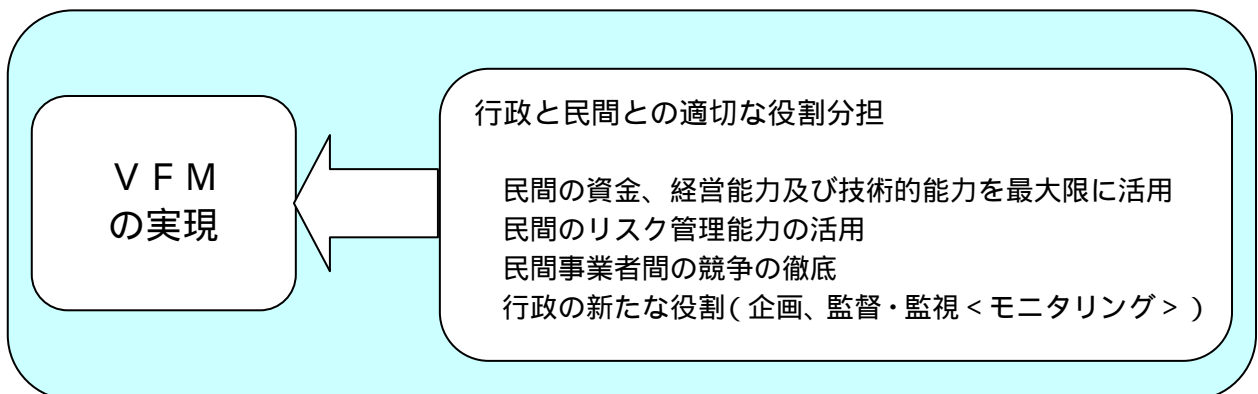
2 行政の新たな役割

行政は、より公共サービスの提供に重点を置いた企画を行い、民間事業者を公募して、具体的なサービスを実施する契約をP F I 事業会社と結びます。

事業実施期間中、行政は、公共サービスの水準を測定、評価する監視・監督(モニタリング)の役割を担うこととなります。

行政は、公共サービスの提供者から、提供される公共サービスの監視・監督者に役割が変わります。

- (1) リスクとは、「事業の実施にあたり、事前に予測できない不確定要素(事故、需要の変動、金利の変動、調査や設計のミス、天災、経済状況の大幅な変化等)により、事業に損失が発生する可能性」をいいます。



P F I の導入効果

1 低廉かつ良質な公共サービスの提供

民間の経営上のノウハウや技術的能力の活用、行政と民間の適切なリスク管理、設計・建設・維持管理・運営の一体的な実施により事業コストの削減と公共サービスの向上が期待できます。

2 行政と民間のパートナーシップの形成

民間事業者が公共サービスの提供に積極的に参画し、また、行政がサービスの購入者・モニターになる等、行政と民間が協働していくことにより、民間の発想やアイデアが生かされた新たな公共サービスの提供が可能となります。

3 民間の事業機会の創出

P F I 事業は、従来、行政が行ってきた事業を民間事業者にゆだねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらします。また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなります。

4 機動的・効率的な財政運営

民間の資金調達能力を活用することにより、財政支出は全事業期間にわたって平準化することができるとともに、優先順位の高い事業の早期実施や初期投資等の一時的支出増大の回避等が可能になり、機動的・効率的な財政運営が図られます。

5 説明責任（アカウンタビリティ）の確保

事業の発案から終了まで、手続きの透明性が要求される仕組みとなっています。具体的には、実施方針や特定事業の公表といった手続きを通じて、行政の説明責任が求められ、行政運営において透明性が確保されます。

6 的確で客観的な事業性の判断

P F I 事業は、V F M の検証等の検討過程を通じて、その事業性をよりの確に判断することができます。

事業選定委員会や民間事業者等を通じて、第三者の提案や意見を採用入れるシステムであることから、より客観的な事業性の判断が可能となります。

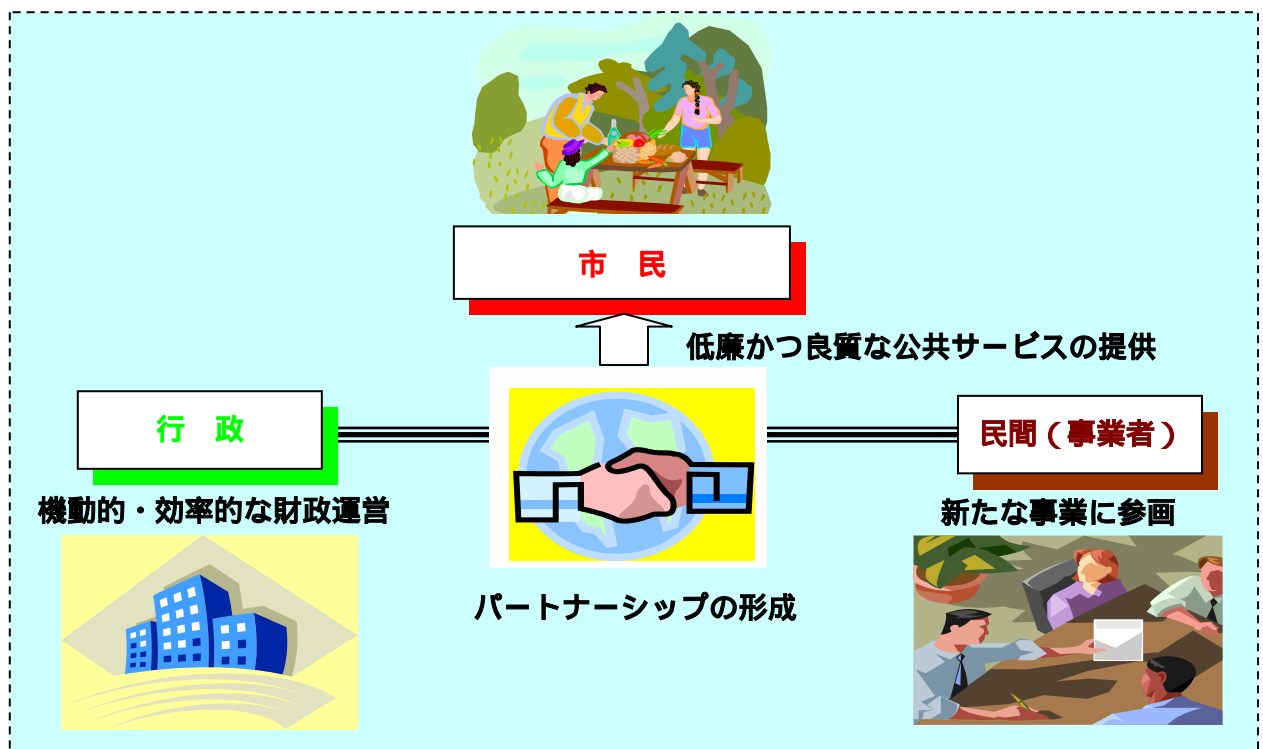
7 職員の意識改革の促進

職員に公共サービスを中心とした企画、モニタリング業務等の新たな役割や民間の事業についての専門知識が求められ、職員の意識改革が促進されます。

P F I 導入の基本的考え方

- 1 より広い市民ニーズの反映
市民を「顧客」としてとらえ、より広い市民ニーズを反映した公共サービスの実現を図ります。
- 2 行政と民間事業者とのパートナーシップの形成
行政と民間とのパートナーシップを構築し、新たな公共サービスの提供を目指します。
- 3 適正な事業への導入
P F I のメリットが得られる事業に対して導入を図ります。
- 4 積極的な P F I 導入の検討
事業実施にあたり、積極的に P F I 導入を検討します。
- 5 職員の意識改革の推進
職員の意識改革と併せて P F I を推進します。
- 6 行政改革の推進
行政改革の一環として P F I を推進します。

行政と民間事業者とのパートナーシップ



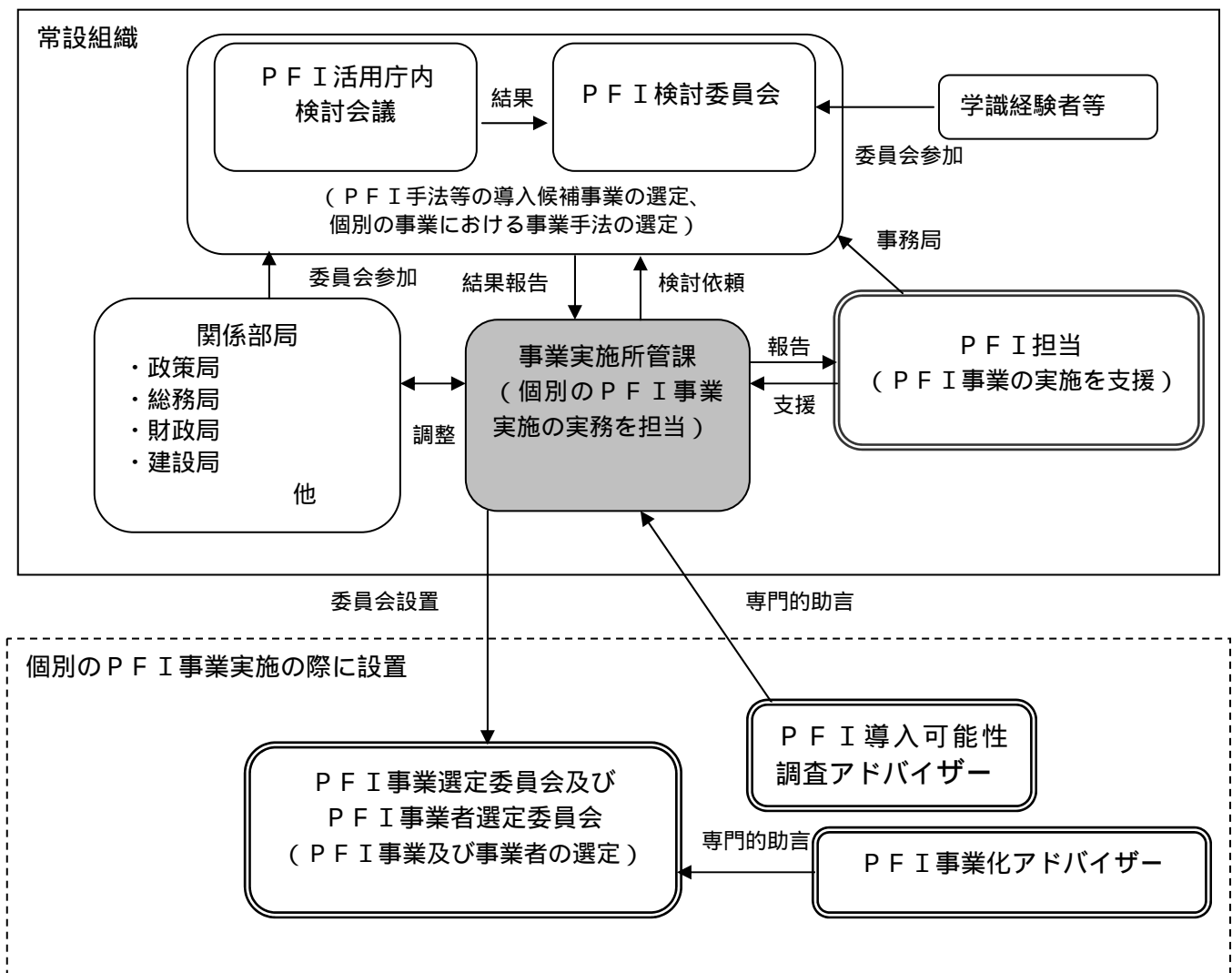
推進体制

1 事業推進の基本的な考え方

市のPFI事業は、「事業実施所管課」、「PFI担当」、「PFI活用庁内検討会議」及び「PFI検討委員会」の連携のもとに進めていくものとします。

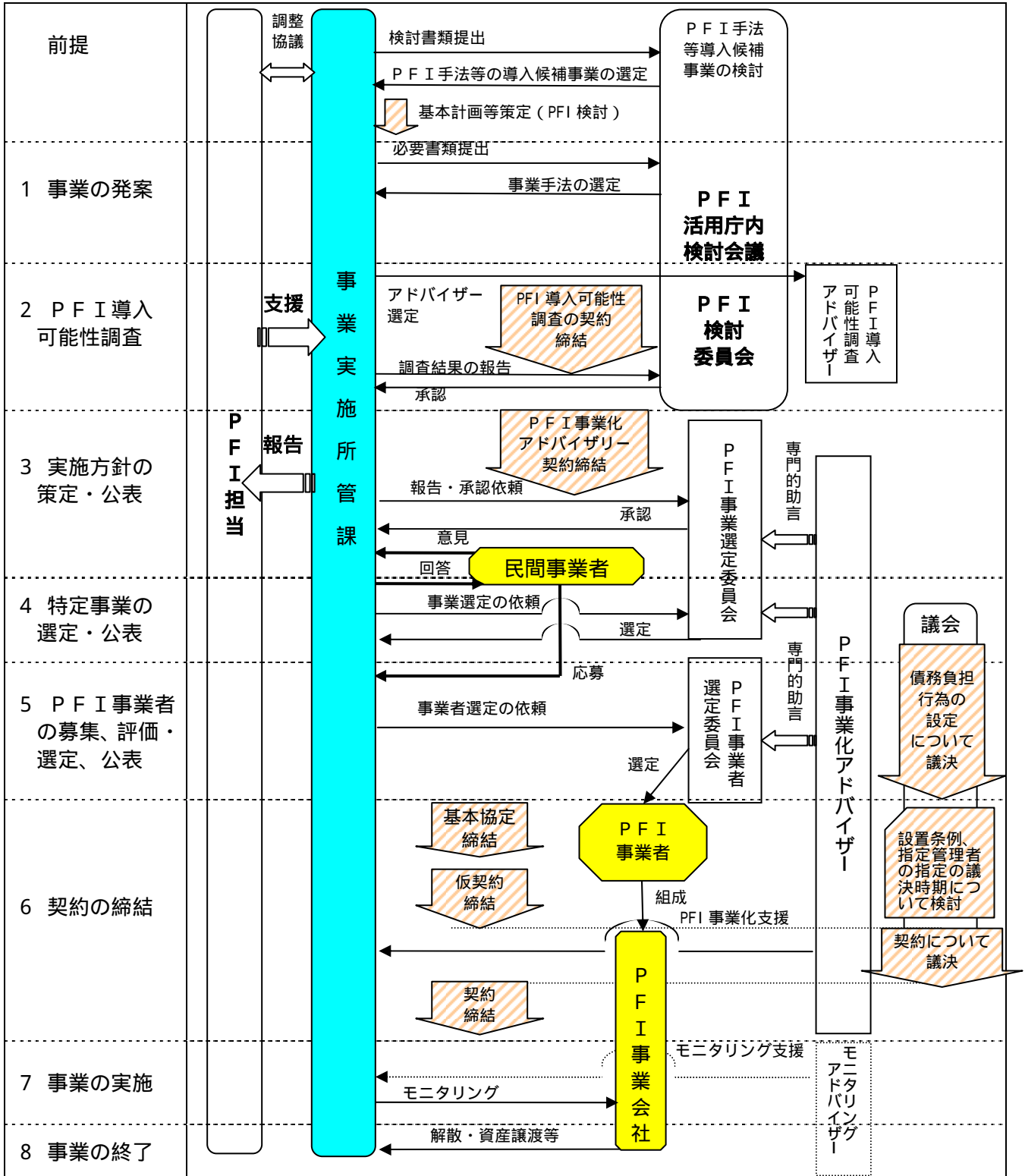
2 「PFI検討委員会」の役割

「PFI検討委員会」は、職員及び学識経験者等により組織され、PFI担当が事務局となります。主な役割としてPFI手法等(2)の導入候補事業の選定及び個別の事業におけるPFIを始めとする事業手法の選定を行います。



(2) PFIをはじめとする民間の資金、経営能力、技術的能力を活用できる手法

P F I 事業実施の手続き



前提

P F I 事業実施の手続きに入るには、以下の条件を満たしていることが必要です。

- 1 事業の位置づけが確定していること。
原則「総合振興計画」、「公共施設適正配置方針」、「個別計画」等に位置づけられた事業とします。
- 2 P F I 手法等の導入候補事業として選定されていること。
P F I 手法等の導入候補事業になった場合、基本計画等策定の中で P F I 手法も検討します。
- 3 事業発案までに当該事業における基本的事項が確定していること。
当該事業における基本計画等が策定されていること。
用地が確保されている、又は用地確保が確実であること。
庁内で事業化へのステップが適切に踏まれてきていること。

なお、民間事業者から新たな事業の提案があった場合については、既に計画されている事業との整合性や優先順位等を考慮し、検討を加えていることが前提となります。

P F I 手法等の導入に関する検討を行う事業の規模

次のいずれかに該当する場合、P F I 手法等の導入を検討します。

設計と建設を含む施設建設費が概ね 10 億円以上
維持管理費、運営費が単年度で概ね 1 億円以上

また、民間を活用することによりサービスの著しい向上が見込める場合等は、この基準以下でも P F I 手法等の検討対象とします。

なお、この基準は当面の基準であり、今後事業の具体的な経験を踏まえながら見直していくものとします。

1 事業の発案

事業実施所管課の発案

P F I 手法等の導入候補事業の事業実施所管課は、事業発案に関する書類を、P F I 活用庁内検討会議の検討を経て、P F I 検討委員会へ提出します。

P F I 検討委員会は、事業実施所管課からの事業の発案に基づき P F I 手法等（PFI を始めとする民間資金、経営能力、技術的能力を活用できる手法）から、当該事業にふさわしい事業手法を選定します。

民間事業者の発案

P F I 担当が受け付け、事業実施所管課に回付します。

事業実施所管課は、自らの発案と同様に検討を加え、その結果、事業を実施する必要があると判断した場合は、事業実施所管課が発案した場合と同様の手続きを行います。

可能性調査
PFI導入

2 PFI導入可能性調査

PFI検討委員会において「PFI導入可能性調査が望ましい」とされた事業について、アドバイザーを選定し、PFI導入可能性調査（事業の前提条件の整理とVFMの検証）を行います。

実施方針の策定・公表

3 実施方針の策定・公表

PFI導入可能性調査の結果、PFI検討委員会において「PFIによる事業実施が適当である」と判断した場合、事業実施所管課は、アドバイザー等の専門的能力を活用して、実施方針（事業の概要）を策定します。
実施方針は、(3)PFI事業選定委員会(PFI事業の仕組みを決める委員会)の承認を受けた後、公表し、民間事業者からの意見を聴取します。

特定事業の選定・公表

4 特定事業の選定・公表


事業実施所管課からの依頼にもとづき、PFI事業選定委員会は、特定事業の選定（正式にPFI事業として行うか決定すること）を行います。

PFI事業者の募集、評価・選定、公表

5 PFI事業者の募集、評価・選定、公表

PFI事業者の募集・選定方法は、総合評価一般競争入札方式や公募型プロポーザル方式等がありますが、アドバイザー等の能力を活用し、事業の性質にあった方法を選ぶことが重要となります。

PFI事業者の選定は、(4)PFI事業者選定委員会(PFI事業を実施する民間事業者を選定する委員会)を設置し、実施します。

 (3)PFI事業選定委員会及び(4)PFI事業者選定委員会は、個別のPFI事業の性質に応じて、事業ごとにふさわしい人選を行い組織されます。学識経験者等が2名以上参加することにより、透明性の高い事業及び事業者選定とする必要があります。

事業内容によっては両委員会を1つの委員会として組織することも可能です。

契約の締結、事業の終了、事業の実施

6 契約の締結

PFI事業者が組成するPFI事業会社と、議会の議決を経て契約を締結します。

7 事業の実施

PFI事業会社は、契約に基づき事業を実施します。事業実施所管課は、事業のモニタリングを行います。

8 事業の終了

事業期間が終了した場合は、土地の明け渡し等、契約で定めた資産の取り扱いに則った手続きを行います。

本概要版は「さいたま市 P F I 活用指針」の運用にあたり、その内容を、簡潔にとりまとめたものです。

さいたま市 P F I 活用指針について

本市において、P F I の導入手続きを円滑に進めるための手引書として策定しました。

P F I 事業に限らず、本指針に示した効率性の追求や V F M (Value For Money) の考え方は、各事業の検討において有効に活用できるものと考えています。

策定にあたっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」等の関係法令や、国の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」の考え方や先進自治体の事例を参考にしました。

なお、本活用指針は、今後、P F I 事業を検討、導入、実施する過程での具体的な課題を踏まえ、今後も必要に応じ内容をさらに充実させ、より良いものとしてまいります。

さいたま市

総務局 改革推進室

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL: 048-829-1108

FAX: 048-829-1998

さいたま市ホームページ URL <http://www.city.saitama.jp/>